

高等学校等就学支援金提出書類について

チェックシートの「希望します」にチェックした方は、本書及び提出書類確認図をご確認の上、必要書類を提出願います。

令和4年7月～令和5年6月分の就学支援金の受給にあたり、下記の書類を、ご提出ください。（先に別紙「提出書類確認図」で提出書類を確認してください。）

1 提出書類確認図別 提出書類等

（1） 提出書類確認図 A に該当（個人番号（マイナンバー）提出者）

●対象者は・・・

I 前回申請時から保護者等に変更があった方（養子縁組による親権者の追加等）

II 前回申請時から住民票（課税地）の所在市町村に変更があった方

（R4. 1. 1現在の住民票所在地がR3. 1. 1時点と違う場合は該当）

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、生徒（申請者）がクラス担任に手渡してください。

I 前回申請時から保護者等に変更があった方（養子縁組による親権者の追加等）

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金収入状況届出書（2回目以降）（マイナンバー申請用）」【必須】

・裏面に変更後の保護者等を記入してください。

③「所得に関する書類 <個人番号カードの写し等>」【該当者のみ】

・「個人番号カード（写）等貼付台紙」にコピーを貼付けて提出願います。

・養子縁組により親権者1名から2名になる場合は、新しく親権者となった方のマイナンバーを提出してください。既に提出されている一方の親権者のマイナンバーの再提出は不要です。

II 前回申請時から住民票（課税地）の所在市町村に変更があった方

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

②「高等学校等就学支援金収入状況届出書（2回目以降）（マイナンバー申請用）」【必須】

・裏面に変更後の住民票（課税地）の所在地を記入してください。

（2） 提出書類確認図 B に該当（個人番号（マイナンバー）提出者）

●対象者は・・・

I 前回申請時から保護者等及び課税地に変更がない方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。

①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】

・変更がない旨、届け出てください。

(3) 提出書類確認図 C、D に該当（個人番号（マイナンバー）提出者）

●対象者は・・・

- I 令和4年7月から新規でマイナンバーを提出し、新規で受給資格認定申請を行う方
- II 前回の申請で課税証明書等を提出したが、今回の届出からマイナンバーを提出する方
- III 前回の申請時に不認定となり、今回再申請をする方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、生徒（申請者）がクラス担任に手渡してください。

- ①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】
- ②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（マイナンバー申請用）」【必須】
 - I 新規申請の方、Ⅲ再申請する方：受給資格認定申請（初回時） にチェック
 - II 課税証明書からマイナンバーへ変更の方：収入状況届出書（2回目以降） にチェック
- ③「所得に関する書類〈個人番号カードの写し等〉」【該当者のみ】
 - ・「個人番号カード（写）等貼付台紙」にコピーを貼付けて提出願います。ただし、再申請の方で前回申請時にマイナンバーを提出している場合は、提出は不要です。
 - ・親権者2名（父母）の場合は、一方が控除対象配偶者であっても、両親分のマイナンバーを提出願います。（控除対象配偶者分のマイナンバーの省略はできません。）

(4) 提出書類確認図 E、F に該当（課税証明書等提出者）

●対象者は・・・

- I 前回の申請で課税証明書等を提出し、今回の届出に課税証明書等を提出する方
- II 令和4年7月から新規で課税証明書等を提出し、受給資格認定申請を行う方

◆提出書類◆

配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室あてに郵送提出願います。

- ①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」【必須】
- ②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（課税証明書等提出用）」【必須】
 - I 収入状況確認：収入状況届出書（2回目以降） にチェック
 - II 新規申請：受給資格認定申請（初回時） にチェック
- ③「所得に関する書類（下記のア、イの両方又はウを提出）」【必須】
 - ア 「令和4年度住民税（非）課税証明書」（令和3年1月1日～令和3年12月31日分の所得）
 - イ 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」
(市町村の窓口へ様式を提出して作成を依頼してください。アに市町村民税の調整控除額が記載されている市町村は必要ありません。記載の有無は市町村の窓口へお問い合わせください。)
 - ウ 生活保護受給証明書（令和4年7月1日以降の発行日付のもの）
※令和4年1月1日現在、生活扶助を受けている場合に限りです。

2 課税証明書等を提出する方法について

令和4年7月から令和5年6月分の就学支援金受給にあたり、所得確認書類として課税証明書等を提出する方は次について提出前に確認願います。

○ 所得判定基準額（確認願います！）

保護者等(全員)の令和4年度の「市町村民税の課税所得額(注)×6%－市町村民税の調整控除額」を合算した額が30万4,200円以上か未満かをご確認ください。

確認は、市役所・町村役場発行の令和4年度の課税証明書及び高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)で行ってください。

(注) 生徒等本人が早生まれであり、扶養親族控除の適用が他の同学年の生徒等よりも1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額相当額から33万円を減じた額。

※保護者等 = 親権者全員です。父と母の2名を基本としますが、離婚やDV等で親権者を1名で判定する場合や、親権者不在の際は親権者以外の「主たる生計維持者」「未成年後見人」で判定する場合があります。

【1】 上記所得判定基準額が30万4,200円未満の方

上記（4）の提出書類①～③をご提出ください。期限までに提出がないと、授業料（令和4年7月～令和5年6月分）をご負担いただくことになりますので、必ず提出してください。

【2】 上記所得判定基準額が30万4,200円以上の方

上記（4）の提出書類①「届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」のみを配付の封筒に入れて提出してください。後日、授業料納付のお知らせを送付いたします。

※判断が難しい場合には、事前に事務室までご相談ください。

3 書類等提出期限

令和4年7月22日（金）

- お早めにご提出ください。期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。

就学支援金を受給できる世帯の方でも、申請が遅れた、又は申請をしなかった場合は、受給できず、授業料を納付していただくことになります。ご注意ください。

（参考 授業料 全日制：年額118,800円、定時制：年額32,400円）

ご不明な点は 茨城県立古河第三高等学校 事務室 （電話）0280-48-2755 まで